

IACAPAP テキストブック翻訳委員会 会則

(名称)

第1条. 本会は、IACAPAP テキストブック翻訳委員会 (Japanese Translation Committee of IACAPAP TEXT BOOK) と称する

(所在地)

第2条. 本会の所在地は、滋賀県大津市坂本1丁目8番5号 琵琶湖病院内に置く。

(目的)

第3条. 本会は、IACAPAP テキストブックの日本語訳を行い、IACAPAP のホームページ上で公開することを目的とし、平成27年9月1日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条. 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) IACAPAP テキストブックの日本語訳
- (2) IACAPAP との情報交換
- (3) IACAPAP テキストブックの内容の普及活動

(会員)

第5条. 本会の委員は次の2種類とする。

- (1) 正委員 委員会の実務を行い、(2) の委員補佐を統括する。
- (2) 委員補佐 委員を翻訳編集作業において補助する。

(入会)

第6条. 本会に入会しようとする者は、入会申込書と正委員の推薦状を委員長に提出し、編集責任者と委員長の承認を得るものとする。

(運営費)

第7条. 本会の運営は寄付金をもって行い、委員から会費の徴収は行わない。

第8条. 本会の利益・残余財産などを委員が分配することはない。全ての翻訳作業が終了した後に残余財産がある場合は、IACAPAP に寄附することとする。

第9条. 本会の収支情報は委員会のホームページ上 <http://com-psy.jp/iacapap/index.php> で公開する。

(退会)

第10条. 委員は、退会届を委員長に提出し任意に退会することができる。委員本人が死亡したときは、退会したものと見なす。

(役員)

第11条. 本委員会には次の役員を置く

- (1) 編集責任者 翻訳編集を総括し、委員長の業務に助言を与える
- (2) 委員長 本会を代表し、翻訳編集以外の委員会業務を総括する
- (3) 会計 会計業務を総括する
- (4) 監査役 会の業務および財産の状況を監査する

2. 第1項に定める役員は委員の互選により選出する。

3. 役員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

(解任)

第12条. 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、正委員の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき
2. 本会の名誉を著しく傷つける行為が認められたとき

(総会)

第13条. 本会の総会は、正委員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2. 総会は、以下の事項について議決する

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) その他委員会の運営に関する重要事項

3. 総会は正委員の過半数の出席がなければ開会することができない。やむを得ない事由により出席できないものは、委任状の提出により出席者数に加える。

(議事録)

第14条. 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第15条. 委員長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、監

査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条. 本委員会の事業年度は、9月1日に始まり、翌年8月31日までとする。

(委任)

第17条. この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、委員長が別に定める。

(変更)

第18条. この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附則

1. この会則は 平成27年9月1日から施行する。
2. 事務局移転に伴い第2条を改正 平成29年5月1日
3. 事務局移転に伴い第2条を改正 平成30年10月15日